

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1176 単位 日割の場合 39 単位 (2)1週に2回程度の場合 2349 単位 日割の場合 77 単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位 日割の場合 123 単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12			77	1日につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287 単位 (2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位 (二)所要時間45分以上の場合 220 単位 (3)短時間の身体介護が中心である場合 163 単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22			179	1日につき
A2	2621	訪問型独自サービス23			220	1日につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			163	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 12 単位減算 日割の場合 1 単位減算 (2)1週に2回程度の場合 23 単位減算 日割の場合 1 単位減算 (3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算 日割の場合 1 単位減算 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算 (2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算 (二)所要時間45分以上の場合 2 単位減算 (3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			-2	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			-2	1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			-2	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算	10%	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			15%	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			12%	1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	100	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	137/1000	100/1000	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			100/1000	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			55/1000	1月につき
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	63/1000	42/1000	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			42/1000	1月につき
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	24/1000 加算	24/1000	1月につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。